

第2章

香港の住民組織

——生活防衛から政治参加へ——

はじめに

香港の住民組織は、いま危機に直面しているといわれる。呂大樂によれば、過去10年で住民組織の活動は停滞し、公共団地などでは解散を余儀なくされるものも少なくない（呂 [1996, pp. 158-160]）。

かつて香港の住民組織は、生活防衛の主体として重要な役割を果たしていた。1960年代までは、自由放任主義を標榜する政庁に代わって、住民組織を含む民間団体が難民の定住支援や教育、医療といった社会サービスを提供してきた。また70年代には、草の根の民意を仲介する諮問機関として、政庁から重視されていた。

それではなぜ香港の住民組織は、1980年代から停滞の様相をみせるようになったのか。それまでの発展過程に問題が内包されていたのだろうか。あるいは植民地統治の終了とともに、役割を終えてしまったのか。

本章では香港の住民組織の現状を理解するために、戦後の住民組織の役割を再検討し、その活動変化の要因を考察する。この分析を通じて、返還後の住民組織の行方を占うこととする。

第1節 生活防衛と街坊福利会の盛衰

第二次世界大戦後から1960年代にかけて、香港の住民組織の主体となったのは、各地区の街坊福利会であった。この組織は香港での居住空間を基盤に据えるという点で、戦前期から発達した同郷会や宗親会といった中国系住民の相互扶助団体⁽¹⁾とは異なっていた。

同郷会・宗親会の構成原理は、中国大陸の農村から派生した地縁・血縁に依存しており、中国での関係性が重視された。すなわち大陸のどの地方の出身か、どの氏族集団に属するか、が成員の基本条件だったのである。これに対して街坊福利会の成員資格は、香港域内で居住する地区に基づいて定められた⁽²⁾。この意味で街坊福利会は、香港という地域に根ざした住民組織であるといえる。

1. 街坊福利会の成立

「街坊」とは、本来は街路およびその周辺地区を意味し、ひいては当該地区の住民組織をも示すようになった言葉である。華南地域では王朝時代から普遍的に街坊が存在していた。元来、華南における街坊の指導者は自薦によって決められ、その地区の有力者がその職務を担う事例が多かった。街坊の地理的範囲は千差万別で、一本の街路に限定して街坊が組織される場合もあれば、複数の街路を含む広域に広がることも珍しくない (Sinn [1989, p. 16])。

香港における戦前の街坊に関する記録としては、孟蘭盆会実行委員会 (Yulan Procession Committee) に関するものが残っている。これによれば1857年に四つの街坊が孟蘭盆会 (いわゆる「お盆」) の実施に責任を負っていたことがわかる。また文武廟に隣接した「公所」と呼ばれる集会所において、複数の街坊が住民間の紛糾を仲裁したとの記録もある (Sinn [1989, p. 17])。

このように戦前の街坊の活動は、同郷会や宗親会と同様、住民の相互扶助を中心としていた。

ところが戦後、街坊は同郷会や宗親会とは異なる運命をたどることになった。その背景となったのは、1940年代から50年代初めにかけて中国大陸から大量に流入した移民である。日本敗戦時には60万人であった香港の人口は、51年に200万人を超過した。これは日本軍政下で香港を離れた元住民が帰還したのに加えて、国共内戦と中国革命の動乱を逃れて30万以上もの難民が香港へと押し寄せたためでもあった。

これらの新人口は、戦前の中国からの移民とは本質的に異なっていた。戦前期には中国大陸と香港との間を中国人が自由に往来できたため、単身の出稼ぎ労働者が移民の大半を占めていた。彼らは家族を中国に残しており、いずれ中国に帰っていく人々であった。ところが戦後の移民は中国大陸に戻る展望のない難民が中心であったうえ、中国から香港への移住制限が設けられ、短期の出稼ぎ者の入境は困難になった。したがって戦後に流入した新人口は、香港に定住する可能性が高かったのである。

しかし彼らに対する住居や雇用、教育の提供は、日本軍の占領から脱したばかりの香港政庁の手には余った。このとき政庁に代わって難民定住のための物資と人手を提供したのが、キリスト教系のボランティア団体ならびに同郷会や宗親会、街坊などの伝統的な相互扶助組織であった。

こうした事態をふまえて、香港政庁の華民政務司であったマクドアル(J.C. MacDouall)は、1949年に街坊を「街坊福利会」に再編して、中国系住民の流入による社会需要の解決に当てる計画を立案した。宗親会や同郷会でなく、街坊が政庁の政策対象に選ばれたのは、次のような理由による。第1に、宗親会や同郷会は、特定の地縁・血縁集団にサービスを提供するものであって、移民全体を対象とすることはできない。これに対して、街坊は居住区内の問題を解決するための組織であったから、新規移民のすべてを対象とすることができる。一例をあげると、移民の流入によって生じた緊急課題の一つは公衆衛生の維持であり、居住区単位で取り組む必要があった(Wong [1972, pp.

4-5]）。

第2に、政庁は同郷会や宗親会に働きかけることで、「幫」同士の対立が生じることを懸念していた。「幫」は通常、中国人社会における出身地や業種別の集団を指すが、これらの集団が秘密結社に転じることもあり、革命組織や暴力団の意味をも含んでいる。その点で街坊は政治的に中立で、中国大陸の特定の地域集団と結びつきがないために、反体制運動や秘密結社に転じにくいと考えられた。事実、街坊の指導者たちは思想的には保守であり、1970年代には国民党支持者が大半であった(Wong [1972, p. 5])。したがって中国大陸の社会主義革命に共鳴して、左派の過激運動に走る可能性は低いとみられた。こうした理由により、華民政務司の下部機関である社会福利署 (Social Welfare Office) コミュニティ開発部 (Community Development) の指導のもとで、深水埗福利会が第1号として成立したのである(吉原 [1991, p. 86])。

2. 街坊福利会の社会サービス

1950年代以降、街坊福利会の数は、人口の増加とともに膨張していった。51年には街坊福利会の数は18にすぎなかったが、67年には54に、80年には67に増加した。また会員数も50年の2万6000人から67年には85万3600人に拡大していた。街坊福利会の規模は、1件ごとに大きな差があり、平均的な会員数をあげることはできないが、街坊福利会が停滞したといわれる80年代の時点でも、大規模なものは郊外地区では4万人以上、最大のものは30万人以上の行政区を対象にしている(Leung [1986, p. 357])。参考として、表1に78年時点の代表的な街坊福利会の規模と予算を示した⁽³⁾。

街坊福利会の会員数が増大するにつれて、活動内容の面でも変化が生じた。1950年代にはいると、彼らの活動は当初の難民の救援活動から、日常的な住民サービスへと多様化していった。当時の主要な内容としては、夜学の経営、無料(あるいは低料金)の診療所、寺社の管理、宣伝、公衆衛生施設の管理、があげられる。

表1 街坊福利会の規模と予算 (1978年)

名 称	会員数(人)	予算(香港ドル)
香 港 仔	3,200	350,000
柴 湾	400世帯	60,000
長 沙 湾	1,200	60,000
竹 園	300	18,000
旺 角	13,000	200,000
深 水 埗	1,200	140,000
大 坑 西	2,300	40,000
尖 沙 咀	2,600	83,000
横 頭	500	24,000
油 麻 地	1,200	50,000

(出所) 吉原 [1991, p. 95]。

なかでも街坊福利会の最大の機能となったのは、福祉サービスの提供であった。ウォンの1967年の調査によれば、調査対象となった28の街坊のうち、80%以上の組織の活動が「慈善・救済」、「教育活動」そして「医療サービス」に当てられていた。この「慈善・救済」は、まず難民や被災民向けの食料や衣服の提供から始まった。中国大陸から流入した難民は、九龍半島と新界の山腹に違法住宅(スクワッター)を築いていたが、密集した居住環境はしばしば台風や火災で大きな犠牲を出したからである(顔 [1985, p. 194])。

街坊福利会は政庁の社会福祉署と連携して行動する場合もあったが、独自の判断で寄付を募って救済活動に従事することも珍しくなかった。また街坊福利会の予算には、困窮者への救済項目があった。ここから無料で棺桶を提供したり、事故の犠牲者に見舞品を贈った。さらに九龍半島では、複数の街坊福利会が共同出資して製麺工場を設立し、年平均で100万ポンドの麺類を無料で貧民に各街坊福利会が配給した。また街坊福利会は海外からの救援物資を配給する窓口としても機能した。台風の被害が予想される場合には、政庁に協力して台風避難所に飲料水と救急用品を配給することもあった(Wong [1972, p. 53])。

被災者だけではなく、会員のためのサービスも盛んに行われた。同郷会と同様に、街坊福利会も居住者の葬儀と埋葬を重要な活動として位置づけていた。大きな街坊福利会のなかには、葬儀代のための特別部門を設置したものもあった。この部門は、1500～2000人の参加者を常時必要としていた。参加者の一人が死亡すると、他のメンバーから0.5～1香港ドルずつ街坊福利会が集金した。遺族は死亡通知を提示すればここから1500～2500香港ドルの葬儀代を受け取ることができた。ただし街坊福利会が手数料として、その20%を差し引くことが多かった (Wong [1972, p. 62])⁽⁴⁾。

医療に関しても、街坊福利会は独自に診療所を開設して、地区の貧困層が無料あるいは低額で受診できるように努めていた。また自前の診療所が存在しない場合、地元の医者と契約して、会員が支払い面の優遇を受けられるようにした。さらに重要だったのは、街坊福利会が政庁の厚生署と協力して、予防接種など伝染病の予防措置を行ったことである (Wong [1972, p. 54])。ここからも街坊福利会が、政庁に代わって公共サービスを提供したことがわかる。

教育もまた街坊福利会の重要な活動領域であった。ほとんどすべての街坊福利会が、低所得層の子弟に対して無料あるいは低額の教育施設を提供していた。大規模な街坊福利会の場合は、学童数が1000人を上回る小学校を経営するものもあった。また数百名の学生を抱える街坊福利会の夜学も存在した。香港で初等教育の学費免除が実現したのは1971年になってからであったし、初等教育が義務教育となったのは79年であった。したがって街坊の初等教育は低所得層の中国系住民に大きな意味をもっていた。

街坊福利会の機能として忘れてはならないのが、雇用の促進である。街坊福利会の連絡会 (Joint Kaifong Research Council) は、1964年に屋台や街頭で商う零細商に対して無利子貸付を行うための基金を設置し、66年にはその規模が10万8000香港ドルに達していた。このうち2万6000香港ドルは銀行に預けられたが、残りの8万2000香港ドルは各街坊福利会に平均2000香港ドルから3000香港ドルの範囲で配分された。

各街坊福利会はこの資金を用いて、融資を必要とする低所得者に貸付を行った。街坊福利会によっては、連絡会からの配分に独自の融資を追加するところもあった。実際に零細商が獲得できる融資は、1件当たり50香港ドルから300香港ドル程度にすぎなかったが、徒手空拳で起業する移民にとって街坊福利会の貸付は貴重な初期資本であった。香港には中小企業に対する政策融資が存在せず、個人の起業は親族の貯蓄に頼る以外なかったからである (Wong [1972, p. 55])⁽⁵⁾。

こうした社会サービスのほかに、街坊福利会は中国系住民間の社交および憩いの場としても、一定の役割を担っていた。ピクニックや運動会、映画上映会や京劇、料理教室などが、会員か否かにかかわらず、地区の住民全員を対象に実施された。こうした娯楽の提供は、過密都市のストレス発散とともに、住民間の交流を促す作用があった。

調停についても、街坊福利会は政庁の司法(とくに家裁)を補完する役目を果たした。戦後から1970年代にかけて、中国系住民の家庭で紛争があった場合、当事者は裁判所を避けて、社会的地位の高い第三者に調停を依頼する傾向があった。その理由の一つは、60年代の香港の法廷が英語で審議を行ったことにあるが、もう一つはイギリス法に基づかない婚姻が多かったためである。中国式の結婚儀礼のみで所帯をもつこと、あるいは同棲で私的に家族を形成することは、法的には違反行為であり罰金の対象になる場合があった。そこで58年から華民政務司は街坊福利会との間に連絡官をおいて、紛争の当事者に街坊福利会で調停を仰ぐよう指示したのである (Wong [1972, p. 58])。

前述のウォンの調査によれば、華民政務司に持ち込まれた案件のうち、最高時には80%が街坊福利会の調停に任されている(表2)。このため個別の街坊福利会のなかには、家族調停部を設けるものも現われた。もっとも街坊福利会も華民政務司も調停を強制する権限はもっておらず、当事者はこれらの調停に納得しない場合、裁判に持ち込むことができた。しかし上記の街坊福利会による調停の比率の高さが示すように、街坊福利会が司法の末端を補完

表2 街坊福利会による家庭仲裁

年	華民政務司への届出(件)	うち街坊福利会の処理(%)
1958～59	2,064	7
1959～60	2,188	59
1960～61	2,461	78
1961～62	2,811	47
1962～63	2,840	43
1963～64	3,370	80
1964～65	3,001	78
1965～66	3,548	52

(出所) Wong [1972, p. 242].

したことは明らかであろう。

3. 街坊福利会の限界と衰退

以上のように、街坊福利会の社会サービスは独自の活動だけでなく、政庁の代行として位置づけられるものが少なくなかった。これと同時に街坊福利会は政庁に対して、住民の要求を伝達する役割も担っていた。例えば尖沙咀街坊福利会は、1967年に政庁に対し、観光地区の公共施設の配置を再考するよう提案した。またケネディータウン街坊福利会は、当該地区の沖合にある兵器庫を移動するよう請願を行った。さらに電話料金の値下げ、東華三院の無料診療の維持、米の卸価格の上限設定、公園の造成、移民規制の緩和など、生活関連の案件について請願行動がみられる (Wong [1972, pp. 61, 65])。67年の市民の意識調査からも、街坊福利会が社会福祉に関しては、大きな影響力をもっているとの認識が明らかになった (表3)。

しかし上記の政府への意見伝達は、選挙のように制度化されたものではなかった。また本来は街坊福利会を直接管轄するのは政庁の華民政務司であったが、街坊福利会の指導者はしばしば懸案の担当部局に意見書や請願書を渡して、直接訴える手段に出た。そして華民政務司に対しては、日常の個人的

表3 政策に対する街坊の影響力——市民の評価——

(%)

政策の領域	大	小	わからない	総計
行 政	13	33	54	100
経 済	6	34	60	100
教 育	34	30	36	100
公 衆 衛 生	45	26	29	100
社 会 福 祉	50	20	30	100
法 と 秩 序	31	29	40	100

(注) 回答者は500人。

(出所) Wong [1972, p. 86].

な接触で意思を伝えるのが一般的な方法であった。このため街坊福利会と華民政務司の連絡官との関係は、公私の境界が曖昧になっていた。

しかも街坊福利会は政庁と社会の「架け橋」と呼ばれていたが、実際の政庁とのかかわりからは上意下達の傾向が強い。1969年1月に発行された政府調査報告によれば、街坊福利会の指導者は政庁寄りのため、住民を代表するとは言い難いとしていた (Miners [1991, p. 213, n. 2])。またマイナーズの研究によれば、街坊福利会の指導者は日常的に接触する政庁の役人に過度の好意をみせ、役人と対立するリスクは冒さない、という (Miners [1991, p. 213, n. 3])。

このような街坊福利会の問題点は、1966年と67年の暴動で鮮明になった。前者はスターフェリーの運賃値上げに端を発したストライキ、後者は中国大陸における文化大革命の余波として取り扱われることが多い。しかし後者も実態は単なる愛国運動ではなく、生活向上と労働条件の改善を掲げたゼネ・ストが14日間にわたって継続し、3400人以上の逮捕者と500人に近い負傷者を出したのである。

このおり多くの街坊福利会は、政庁寄りの立場をとった。政庁の勧告に従って、住民にゼネ・ストと街頭デモへの参加を自重するよう呼びかけていたのである。しかし彼らの指導には効果がなく、大規模なストライキとデモ

が続発した。この結果、住民の代弁者としての街坊福利会の威信は凋落した。

また暴動への反省として、香港政庁は従来の「自由放任」の方針を転換し、政庁主導の社会サービス強化による市民の不満解消に重点をおくようになった。この結果、福祉、医療、教育の予算が大幅に引き上げられた。1971年4月に政庁は「公的扶助計画」(Public Assistance Scheme)を発表、生活保護のため低所得者と高齢者を対象に、現金給付を行うことを定めた。この政庁の公的補助の支払いは、71年度の1200万香港ドルから79年度の1億9330万香港ドルへと70年代を通じて急増している。

いっぽう政庁が1973年度にボランティア団体へ交付した補助金は2520万香港ドルにすぎなかったが、6年後の79年度予算では1億900万香港ドルへと4倍近く膨張した。さらに71/72年度の社会福祉関連の支出はわずか5500万香港ドルで、財政支出全体の2%にすぎなかった。それが85/86年度には25億3400万香港ドルに達し、財政支出に占める比率も5.6%まで上昇した。

これに比べて多数の街坊福利会は、1960年代から財政難に直面するようになっていた。街坊の財政基盤は会員からの会費と寄付であったが、そのサービスは非会員にも提供していた。このため街坊の活動が多様化するにつれて、支出が収入に追いつかなくなる事例がみられるようになった。街坊福利会には監査委員会がおかれていたが、このメンバーも住民のなかから選出されており、会計士など専門家が監査や財政管理を担当するわけではなかった。このため財政難に際してサービスの有料化を試みた街坊福利会もあったが、根本的な解決にはつながらなかった。街坊福利会の活動は、予算面でも専門的な人材の面でも、社会福祉署のそれに圧倒されていった。

第2節 互助委員会と上意下達型の住民管理

1. 政庁主導の住民管理の再編

政庁は街坊福利会の機能低下に関しては、冷淡な対応をみせた。ラウによれば、この政庁の反応には、街坊福利会と秘密結社との関係が取り沙汰されたことが影響していたという (Law [1993, p. 40]) が、いずれにしても1966年と67年の暴動という危機に際して、政庁は街坊福利会をはじめとする従来型の住民管理が有効に機能しなかったことを認識せざるをえなかった。そこで政庁は、暴動の鎮圧直後の68年に「市街区委員」(City District Officer) 制を設けて、草の根の意見聴取を開始した (Leung, J. [1990, p. 45])。

この市街区委員の機能は、街坊福利会のそれとほぼ重複していた⁽⁶⁾。当時の総督の指示によれば、市街区委員の任務は(1)担当地区の個人や機関と幅広く接触し、政庁からの情報を伝達すること、(2)担当地区の民衆の抱える問題を把握し、解決に尽力すること、(3)担当地区のコミュニティにかかわる問題に注意を払うこと、そして(4)上記を通じて、担当地区の民衆に関する知識を蓄積することにあつた。また実際の活動にあたって市街区委員は、社会福祉署や市政局 (Urban Council) の協力を仰ぐことになった。こうして街坊福利会の外で、政庁の担当部局への民意伝達のチャンネルが整備されていったのである (Leung, J. [1990, pp. 44-45])。もっとも市街区委員制度は、街坊福利会の代替としては問題があつた。キング (Ambrose King) が指摘するように、当初の市街区委員は「地元の有力者の意見聴取には有効であつたが、大衆へ浸透するには至らない」状況のままだったからである (Leung, J. [1990, p. 45])。

政庁が大衆動員に成功するのは、1972年の「香港を清潔にしよう運動」(Keep Hong Kong Clean Campaign) においてであった。香港の衛生と美観を向上させるため、政庁は街路や高層ビルからのゴミ投げ捨てに対し、罰金

を科す法規を72年に定めた。この方針を住民に徹底するため、政庁は香港島と九龍地区において人口4万5000人から5万人ごとに74の運動区を編成した。そして各運動区には15名の地元住民からなる「分区委員会」(Area Committee)を設置したのである。分区委員会の委員長は、委員会が選挙あるいは指名で選出することになっていた。香港島や九龍地区といった旧市街区においては、多くの街坊福利会の指導者が委員に指名され、分区委員会に取り込まれていった⁽⁷⁾。さらに政庁はパート勤務の秘書を分区委員会に派遣したが、この給与は政庁が負担していた (Jones et al. [1978, pp. 44-45])。

「香港を清潔にしよう運動」は成功を収め、1974年までに分区委員会は78に増大した (Leung, J. [1990, p. 45])。この成功は政庁にとって、居住区別の大衆動員の可能性を示すものであった。73年には新たに「ビルを清潔にしよう運動」(Clean Our Buildings)と「暴力犯罪と戦おう運動」(Fight Violent Crime Campaign)が民政署 (Home Affairs Department) の指導のもと展開された。この運動の実施にあたり、政庁は各分区委員会間の協力関係を強化するため、前述の市街区委員の再編に踏み切った。既存の10市街区に、それぞれ「市街区委員会」(City District Committee)を設置したのである (Jones et al. [1978, pp. 45-46])。

市街区委員会は、平均7～8の分区委員会を統括しており、その委員構成は各分区委員会の委員長、警察、都市サービス署、住宅署、社会福利署、地区の指導者、地元有識者からなっていた。すなわち政庁の関係部局の代表と地元の中国系住民の指導者が主な参加者であった (Jones et al. [1978, p. 46])。こうして従来、街坊福利会などを通じた間接的な社会政策に終始していた香港政庁は、1970年代に選挙以外の方法で住民の要求を吸い上げ、社会政策にフィードバックさせる新たな植民地統治の制度を模索していった。

2. 互助委員会の誕生とニュータウン開発

いっぽう住民の側からみれば、市街区委員会や分区委員会は草の根レベル

の住民組織とはいえなかった。市街区委員会と分区委員会は、その委員構成や政庁の補助金に依存している点からいっても、末端行政機関と位置づけるべきものであった。実際の運動にあたり、草の根レベルで政庁の社会政策の受け皿となったのは、互助委員会 (Mutual Aid Committee) と呼ばれる住民組織である。

互助委員会は、1973年の「ビルを清潔にしよう運動」と「暴力犯罪と戦おう運動」が展開されるなかで、高層ビルの管理改善を目的に設置された。互助委員会の発足当初の目的は、民間住宅ビルの管理を強化することにあった。高層雑居ビルはメンテナンスが難しく、とくに未処理のゴミが公衆衛生を劣悪なものにしていた。民間住宅ビルについては、すでに70年に所有者の組織「業主立案法団」(Owners Incorporation)に関する法律改正が行われていた⁽⁸⁾。しかし賃貸の多いビルでは、住民の50%以上が非所有者の場合もあり、業主立案法団は住民組織としての機能を果たすことができなかった。

そこで民政署は1973年、民間住宅ビルにおける管理改善を目指す住民組織として、互助委員会を育成する計画を政府に提出、行政局の承認を経て、互助委員会の設置を推進した。この互助委員会の設置は、政府が草の根レベルにおいて間接諮問から直接諮問に転じる分水嶺であったとされる (Law [1993, p. 42])。こうして政庁は、街坊福利会などの民間団体とは別に、「市街区委員会」⁽⁹⁾、「分区委員会」、「互助委員会」の三層の組織を形成することにより、草の根レベルまで達する民意伝達チャンネルを形成した。95年末現在、互助委員会とそこから派生したオーナーズ・コーポレーション (Owners' Corporation) は7417件にのぼり、487万人にサービスを提供している⁽¹⁰⁾。これは香港の総人口の8割に相当する。

こうした互助委員会の台頭を理解するには、都市部の拡大による人口の流動化を考慮する必要がある。1961年の人口センサスによれば、人口の過半数が香港島か九龍地区の旧市街地に居住していた。それが71年には両地区の人口比率は43.5%に低下、代わって郊外の新九龍や新界の住民が人口の54.5%を占めるという逆転現象が生じたのである (表4)。実際に60年代から70年代

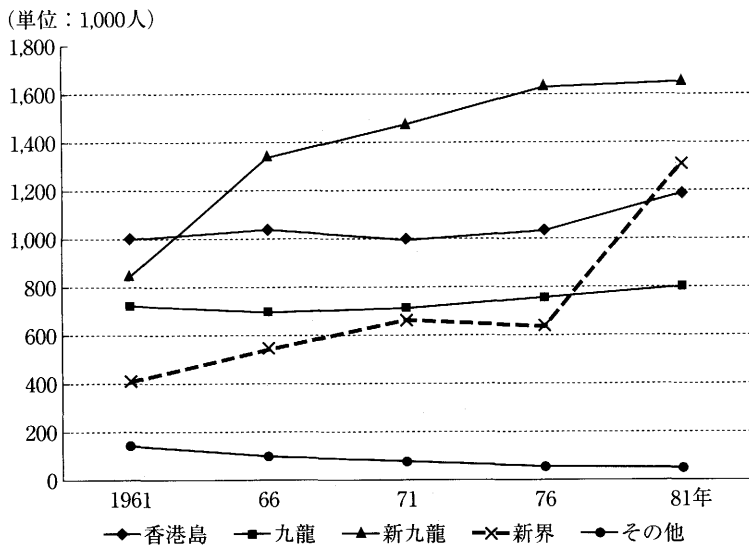
表4 居住区別の人口変化

(単位:人, かつこ内%)

居住区	1961年	1966年	1971年	1976年	1981年
旧市街地	1,730,052 (55.3)	1,721,150 (46.4)	1,712,455 (43.5)	1,776,470 (43.3)	1,982,744 (39.8)
香港島	1,004,875 (32.1)	1,030,970 (27.8)	996,183 (25.3)	1,026,870 (25.0)	1,183,621 (23.7)
九龍	725,177 (23.2)	690,180 (18.6)	716,272 (18.2)	749,600 (18.3)	799,123 (16.0)
新開発地	1,262,794 (40.3)	1,888,250 (50.9)	2,144,281 (54.5)	2,267,320 (55.3)	2,954,069 (59.2)
新九龍	852,849 (27.3)	1,345,650 (36.3)	1,478,581 (37.6)	1,628,880 (39.7)	1,651,064 (33.1)
新界	409,945 (13.1)	542,600 (14.6)	665,700 (16.9)	638,440 (15.6)	1,303,005 (26.1)
その他	136,802 (4.4)	102,520 (2.8)	79,894 (2.0)	59,200 (1.4)	49,747 (1.0)
合計	3,129,648 (100.0)	3,711,920 (100.0)	3,936,630 (100.0)	4,102,990 (100.0)	4,986,560 (100.0)

(出所) Census & Statistics Department, *Annual Digest of Statistics 1981*, Hong Kong: Hong Kong Government Printer, 1982, p. 24より作成。

図1 居住区別の人口変化



(出所) 表4に同じ。

末にかけての人口変化を居住区別にみると、香港島と九龍地区が頭打ちであるのに対し、新九龍と新界が急速に増大している（図1）。

これは政庁が1973年から本格的な「ニュータウン計画」（New Towns Programme）に着手し、新界の開発が始まったためである。60年代の高度経済成長は、従来からの市街区であった香港島や九龍地区に、人口過密と地価の上昇をもたらしていた。すでに55年から周辺地区で衛星都市を建設する試みがあり、政庁は廃棄物の集積地であった九龍半島の東北部、官塘の海浜を埋め立て、工業区を設立していた。しかし60年代の急速な工業化により、官塘工業区のような九龍周辺の衛星都市だけでは、廉価な土地と労働力への需要を充たすことができなくなった。70年代にはいると、総面積のほぼ9割を占める新界の開発がもはや不可避となった。

こうして純然たる農村地帯であった新界に、荃湾、葵涌、沙田、青山（現在の屯門）など新たな都市が形成されていった⁽¹¹⁾。これらの都市はニュータウン（新市鎮、New Towns）と呼ばれ、当初は沿岸や九広鉄道沿線に設置されたが、1970年代末には内陸部の元朗や、中国との境界に近い最深部の粉嶺・上水まで広がった。

このニュータウン計画の原点は、19世紀末以来のイギリスの都市計画に求めることができる。20世紀初めのイギリスでは、ロンドンの過密問題に対処するため、郊外に衛星都市の建設が計画されていた。1945年にエイバークロムビー（Abercrombie）が周辺8都市を含む大ロンドン計画を提起したことで、ニュータウンの概念が本格的に定着した。エイバークロムビーは47年に香港政庁の市区と港灣の発展に関する諮問に応じ、港灣の拡張と埋め立てに加えて、新界への都市部拡張を提起した⁽¹²⁾。この提案は結局、当時の行政長官の賛同を得られず、50年11月に香港行政評議会においてエイバークロムビー案は正式に却下された（胡 [1997, p. 116]）。

しかし当時のイギリスのニュータウンにみられた「自給自足」と「均衡発展」の理念は、香港のニュータウンの設計にも引き継がれることになった⁽¹³⁾。この結果、1970年代のニュータウンは、産業用地と商業用地と住宅を

同一市区に配置することで、旧市街区からは独立した生活圏の形成を目指していた。このためニュータウンのなかには、工場や商店とともに、大規模な低家賃の公共団地が建設された。新界のニュータウンは、生産用地の地価とともに労働コストをも抑制するよう期待されていたからである。

後述するように実際のニュータウンの発展過程では、自給自足の理念は必ずしも実現しなかった。しかしニュータウンの建設が、公共団地の拡張を伴っていたことは間違いない。政庁はすでに1954年から公共団地の建設に踏み切っていたが⁽¹⁴⁾、72年10月に発表された「住宅10カ年計画」(Ten Year Housing Programme)を境にいっそうこの動きを強化した。この住宅10カ年計画は、83年末までに一定水準を充たした公共住宅に180万人を収容する目標を掲げていた。ここでいう一定の水準とは、電気・水道・トイレ・浴室のついた住居であり、その1人当たりの空間は3.2平方メートル以上とされた(Ho [1986, p. 340])。また73年には新界拓展署(New Territories Development Department)と「房屋委員会」(Housing Authority)が編成された。房屋委員会は、公共住宅政策の執行機関として、公共住宅の計画と建設、管理およびスクウォッターの取り壊しと予防を担当することになった(Ng [1981, p. 71])。

以上のように1970年代には公共団地の増強が進み、前述の10カ年計画の終了時には、全人口の42.9%に当たる230万人が公共団地(賃貸・分譲を含む)に居住するようになった(Ho [1986, p. 341])。本節の冒頭にあげた新界への人口移動は、旧市街区周辺の老朽ビルやスクウォッターから公共住宅への転居を背景としていたのである。

こうした経緯で成立したニュータウンの公共団地では、旧市街区の街坊福利会のような既存の組織に住民を編入することが困難であった。もとの住民は「新界原居民」と呼ばれるアヘン戦争前から新界農村部に定着した人々の子孫で、父系血縁集団である宗族単位で村落を形成していた。このため地元の住民組織は、この血縁集団を軸にしており、ニュータウンの住民の参加は原理的に無理があった。例えば1970年代に発達したニュータウンの典型である沙田の場合、トンクン宗親会(Tung Koon Clansmen Association)があっ

たが、入会資格はトンクン一族に連なる者に限られていた。この会の主要な活動は、会員の交流と葬式基金である義会の利用⁽¹⁵⁾であった。また会は粉嶺の診療所と利用契約を結んでいた。こうした高齢者向けのサービスが多かったこともあり、会員のほとんどが中高年から構成され、その人数も70年代中期には600名弱にとどまっていた (Jones et al. [1978, pp. 40-41])。

沙田における既存の組織には、このほかに中国大陸での地縁に基づく集団もあった。元来、沙田は農村の市が位置するところで、潮州系の商人が集中したことから、沙田居住の潮州人からなる福利会 (Overseas Chiu Chow Welfare Association, Shatin) が成立していたという⁽¹⁶⁾。1970年代中期には、沙田に住む潮州系人口4000人のうち、約4分の1が会員であった。この会には世帯単位で入会せねばならず、入会金は50香港ドルであった (Jones et al. [1978, pp. 38-40])。

じつは沙田には、上記の地縁・血縁集団とは別に、ニュータウンの建設と前後して、沙田街坊福利会が結成されていた。しかしこの街坊福利会は旧市街区とは異なり、事実上、原居民の村落と重複する組織であった。この沙田街坊福利会の前身は、沙田の原居民が仏教関係の祭祀を実施するために結成した組織“Hop Hing Tung”であり、街坊福利会に改名したのは秘密結社との混同を避けて活動の範囲を広げるためであった。このため名目上は40香港ドルの入会金と月会費5香港ドルさえ支払えば、沙田の住民の誰もが会に参加できることになっていたが、実際には1970年代後半の会員数400名のほとんどが原居民の中高年商人であった。この会の主要活動は、他の街坊福利会と同様、災害時の被害者救済と葬儀基金による葬式費用の補助であった (Jones et al. [1978, pp. 37-38])。

このように街坊福利会など既存の地元住民組織で、原居民と接点のないニュータウンの住民をまとめ上げることは難しかった。またニュータウンの住民は核家族ごとに入居する者が多く、転居前の親族や知人のネットワークから切り離されていたため、転居前の地縁・血縁集団の利用は非現実的であった⁽¹⁷⁾。したがってこれらの職業も出身地も異なるニュータウンの住民にとつ

て、利害が共通する場合は居住棟にほかならなかった。

このためニュータウンの公共団地では、住居ビルの管理を目的とする互助委員会 (Mutual Aid Committee) が草の根レベルの代表的な住民組織とならざるをえなかった。政庁も街坊福利会の改造よりも、ニュータウンでの互助委員会の設立を直接支援した。沙田の瀝源公共団地 (瀝源邨) の場合、各棟の互助委員会の設置は、団地内にある沙田区委員会 (Shatin District Office) の連絡事務所が担当していた。彼らは住民と接触して、互助委員会の結成を促した (Jones et al. [1978, p. 18])。具体的には、地区委員会 (District Office) から派遣されるパートの指導員が住民を訪問して、互助委員会の機能を説明し、棟内の防犯や衛生改善に役立つ点を紹介する。同一棟内の住民の20%以上が互助委員会の設置に同意すれば、住民大会を開いて住民のなかから会長、書記、会計を選出するのである。その後、民政署の定めた書式にしたがって、新たな互助委員会を民政署に登録する。互助委員会の活動によっては、福祉や娯楽、教育活動の役職が設けられた (Jones et al. [1978, pp. 51-52])。

互助委員会が成立してからも、地区委員は互助委員会の集会に毎月出席して交流を図り、必要な指導を行った。地区委員はビル管理や防災、防犯についても、互助委員会の担当者や互助会メンバーに対するセミナーを開いたり訓練コースを設けたりした。

こうした地区委員会の支援を得て、互助委員会は新界でも成長していった。互助委員会が発足した1973年当初は、その設置対象は民間住居ビルに限られており、74年3月時点で1214件、11万330世帯が加盟していた。それが75年3月から互助委員会の設置対象を公共団地に拡大すると、1年後の76年3月には互助委員会の数は2061件、会員は26万6601世帯に達したのである (Jones et al. [1978, pp. 47-48])。95年末現在、沙田には279件の互助委員会があるが、うち約6割に当たる164件が公共団地のなかに設置されている。

3. 互助委員会の機能と限界

互助委員会は、住宅棟の管理改善や文化活動という点では、設立初期において大きな成果をあげた。1970年代、公共団地のなかでは麻薬の売買や強盗などの犯罪が頻発し、香港全体でも犯罪率の上昇が目立っていた。そこで多くの互助委員会では、警備隊を組織して毎週パトロールを行った。また防犯のため、警報やインターフォンの設置を房屋管理所に要求していった。ビルの管理面でもエレベーターや電灯の安全基準の点検、住民による清掃活動の実施、あるいは公共スペースの管理にあたった。当時、沙田の瀝源団地で互助委員を務めた人物の回想によれば、これらの活動によって互助委員会の設置後の数年間は強盗や窃盗の件数が著しく減少したという (Law [1993, pp. 86-87])。

ただし互助委員会の防犯活動は、時間の経過とともに衰退していった。互助委員会には、住民を長期に動員するだけの資源がなかった。また香港皇家警察 (Hong Kong Royal Police) は、警備隊を通じて暴力団が互助委員会に浸透することを恐れて、私的警備隊の廃止を宣言した。このことも防犯活動に対する志気を挫いた。互助委員会は、警察の援護もなく、素人の住民に対し凶悪犯罪に立ち向かうよう強制することはできなかった。上記の瀝源団地の場合、各棟の互助委員会のパトロール活動は、5年から7年で消滅した (Law [1993, p. 87])。

互助委員会の活動のうち、長期にわたって最も盛んに行われたのは、娯楽・文化活動である。団地ごとの祭典や郊外へのピクニック、海水浴ツアーを組織したりすることで、住民の帰属意識を高めることが目的であった。また域内の慈善団体が募金運動を展開する際にも、しばしば互助委員会が受け皿になった (芹澤 [1997, pp. 148-149])。1990年代においても、互助委員会の活動の中心は依然として旧正月の会食や中秋節の灯籠祭りなど娯楽・文化活動であるが、参加者の数は伸び悩んでいる。再び瀝源団地の事例をみると、ピク

ニックなどの娯楽プログラムへの参加者は50~100人にすぎないという(Law [1993, p. 88])。同時点での団地の住民総数が不明であるため、この50~100人という人数が、どれだけの参加率に相当するのか断言することはできない。しかし、この団地全体の収容能力が2万3000人である(Sun [1993, p. 120])ことから、この人数が決して高い参加率を意味しないことは明らかであろう。例えば入居率が50%にすぎない、つまり半分は空き部屋であると仮定しても、住民総数1万1500人に対して50~100人の参加であるから、参加率は0.4~0.9%と1%にも満たないということになる。もちろん団地の空き部屋が50%を超えている、あるいは入居家族の構成員数が著しく減少するなどの条件があれば、参加率は上昇する。しかし一般に公共団地は需要が供給を超過しており、公共団地への入居希望者が入居資格を得てから実際に入居するまでの待ち時間が平均6年半であること(『香港通信』第68号, 8ページ)から推計すると、仮定したような空き部屋が過半数を占める状況は現実性が低い。したがって上記の互助委員会への参加率は0.4~0.9%のラインを下回ると考えられる。

しかし低調な娯楽活動よりも、深刻かつ本質的な問題は別にあった。何よりも問題となったのは、政庁が想定していた「草の根レベルの諮問機関」としての役割について、互助委員会が当初から十分に機能しなかったという事実である。政府と住民の架け橋という互助委員会の機能の限界を明らかにしたのは、元洲団地で発生した事件であった。1975年4月、元洲団地の八つの互助委員会が、団地全体の巡回警備隊を組織するために、互助会連合会の結成を計画した。この計画は、団地内で住民8割の賛同を得た。しかし75年末に民政署に8互助委員会が接触したところ、計画を放棄するよう勧告を受けたのである。民政署の見解は、連合会は政府の互助委員会政策に沿っていないため、認可できないというものであった(馮 [1990, p. 21])。

同様の状況は、他の事例でもかいまみることができる。石硤尾の公共団地、石硤尾下邨互助委員会は、1977年5月に記者会見を開いて当該互助会の解散を宣言した。その主な理由は、市街区委員の支援に対する不満であった。彼

らは家賃引上げを例にあげて、市街区委員の対応に失望を表明すると同時に、新たに独自の石硤尾居民委員会を結成すると宣言した (Jones et al. [1978, p. 55])。こうした事例は、政庁が新たに民意聴取のための三層構造を設置したにもかかわらず、民政署と互助委員会の意思疎通が容易でないことを示していた。

反対に互助委員会と政庁の交流は良好だが、互助委員会が肝心の住民から遊離する例もみられた。屯門地区と黄大仙地区の公共住宅における場外馬券売場の建設反対運動はその好例である。このとき政庁は、場外馬券売場の設置に関して互助委員会と事前協議し、賛同を得ていた。ところが実際に売場を建設する段階で、抗議団体が住民を動員して反対運動を展開したのである。また4区画の互助委員会を対象にしたクァン (Kuan Hsin Chi) らの調査によれば、互助委員会の活動は清掃と娯楽、治安維持であって、住民の要求を汲み上げる機能は弱いとの結果が出ている (Leung [1986, p. 359])。

1980年代の初頭までは、政庁は互助委員会の民意伝達の機能に多大な期待をかけていた。政府はしばしば互助委員会のなかから分区委員会の委員を任命した。また前述したように互助委員会の設置を指導し、設立後の支援も惜しまなかった。それにもかかわらず、なぜ互助委員会の仲介機能は十分に発揮されなかったのだろうか。

その主要な原因の一つは、皮肉なことに政府の支援そのものにあった。互助委員会が地区委員会に深く依存していたことが、組織の自律性を低下させ、住民の代表としての意義を揺るがしたのである。1977年に沙田で行ったジョーンズらの聞き取り調査によれば⁽¹⁸⁾、互助委員会の活動目標や方針については会員が提起しているが、互助委員会が実際にプロジェクトを行う段階では地区委員会に相談するケースが増える (表5)。また「互助委員会は誰が設置したのか」という問いに対して、83.3%の互助委員が「地区委員会が設置した」と回答し、残りは「地区委員会の指示で元の団体名を互助委員会に改名した」(10%)、「住民の要求に基づいて設置した」(6.7%)となっている。互助委員会の会合に政府関係者が出席するか否かについても、63%の回答者

表5 互助委員会の独立性に関する調査

質問項目	回					答		合計
	100%	76~99%	51~75%	わからない	26~50%	1~25%	0%	
1 貴互助委員会の政策・目標のうち、互助委員が提起するものは何パーセントか？	42人 (68.9%)	4人 (6.6%)	8人 (13.1%)	1人 (1.6%)	2人 (3.3%)	1人 (1.6%)	3人 (4.9%)	61人 (100%)
2 貴互助委員会のプロジェクトのうち地区委員との協議が必要なものは何パーセントか？	10人 (17.9%)	9人 (16.1%)	1人 (1.8%)	4人 (7.1%)	1人 (1.8%)	2人 (3.6%)	29人 (51.8%)	56人 (100%)

(注) 回答者は沙田地区の互助委員。

(出所) Jones et al. [1978, p. 83, table 7].

が「出席する」と答えており、うち71%が地区委員の出席であった⁽¹⁹⁾。

さらに互助委員会の委員選出についても、「互助委員会の委員の何パーセントが選挙で選ばれたか」という質問に対しては、回答者の96.7%が「全員が選挙で選ばれた」と答えている。ところが「どのようにして代表を選出したか」との問いには、62.3%の委員が「地区委員から指名を受けて選出された」と答えており、住民によって選出されたと回答した委員は36.1%であった。つまり互助委員会においては、しばしば地区委員会が委員を指名し、会員の投票でその指名が承認されるのである (Jones et al. [1978, pp. 84-85])。

互助委員会の収入は、主として会費の徴収に基づくので、財政面では政庁からの独立性を保っていた。しかし政府は1978年から日常業務の必要経費に対して、補助を与えるようになった。また82年7月からは、互助委員会が指定した会計士が、会計帳簿を監査することが義務づけられた。政庁からの補助金は最高でも年間3600香港ドルにすぎないが、互助委員会が政庁と協力関

係にあることは明らかである⁽²⁰⁾。

互助委員会に対する政府の影響力は、互助委員会の憲法にあたる互助委員会章程からもうかがうことができる。ジョーンズによれば、沙田地区委員会が提示したモデル規定集と、実際の互助委員会章程の内容はほぼ一致していたという。しかも重要な点は、章程に掲げられた互助委員会の解消方法である。互助委員会は次の三つのいずれかの状況下において、即時解散となる。すなわち(1)地区委員が発する互助委員会批准通知に示された開催期間が満期になった場合、(2)民政署長官が社團条例 (Societies Ordinance) に基づいて、互助委員会の登録を削除したとの通知を受け取った場合、(3)互助委員会の住民大会で出席世帯の過半数が解散を議決した場合、である。つまり互助委員会は、民政署の同意に基づいて存続が許されているのであり、法的には民政署の指示を喪失すれば自動的に消滅するのである (Jones et al. [1978, pp. 86-87])。なお1997年現在も、民政署は公共賃貸住宅と民間住宅ビルの互助委員会用に、個別のモデル規定集を用意している⁽²¹⁾。

こうした政庁への従属関係から、互助委員会は街坊以上に「上意下達の装置」と批判されるようになった (周 [1993, pp. 215-216] およびLeung [1986, p. 359])。これは互助委員会があくまでも諮問機関として設置されたことを考えれば、当然の結果であった。政庁が互助委員会に期待したのは、政庁と住民を仲介する伝令としての役割であり、そのかぎりにおいてのみ政策協議の場に参加を許可した。例えば住宅棟の管理については、住宅管理所は管理人と互助委員会の定期的な会合を設けた。また特別な社会問題や文化活動については、公共団地管理所と関連政府部門からなるアド・ホック委員会に互助委員会を参加させた。

しかし諮問機関として協議に参加することと、民意を代表して政策決定に参加することとは本質的に異なっていた。互助委員会は会合への出席や地区委員との接触を通じて、政庁の房屋委員会や民政署の政策を知らされる立場にはあったが、政策の作成や決定への参画は許されていなかった。前出のジョーンズの調査でも、地区委員会の地区連絡事務所 (District Liaison Office)

も房屋委員会に所属する住宅管理所 (Housing Management) も、互助委員会が圧力団体となって政治活動に向かうことに警戒を示しており、互助委員会は祭典や文化・教育活動に専念するよう希望している (Jones et al. [1978, p. 22])。

もちろんすべての互助委員会が政庁の単なる伝達係に甘んじていたわけではない。上記の元洲団地や石硤尾下邨と同様に、1984年、38カ所の公共住宅で家賃値上げ反対闘争が発生したさい、沙田、荃灣、大埔、觀塘、香港島南区において58の互助委員会が抗議の辞意表明を行っている (Leung [1986, p. 359])。

政庁は一方で草の根レベルの民意聴取のチャンネルを模索しながら、つねにその仲介団体が反体制型の政治運動に結びつくことを警戒してきた。そのため仲介団体の発展と同時に、これに対する統制を強める傾向をもっていた。この結果、政庁に対する住民の不満は、互助委員会を介するのではなく、むしろ外部のボランティア団体と結びつき、1970年代に抗議運動の波を引き起こしたのである。

第3節 大衆の抗議運動と政治制度改革

1. 都市再開発における抗議運動

1960年代末から70年代にかけては、香港で大衆の抗議運動が最も盛んに行われた時期であった。呂大樂の研究によれば、都市抗議運動の発生件数は、55年から65年にかけてはわずか9件であったのに対し、66年から81年にかけては281件と多発している⁽²²⁾ (Leung [1986, p. 360, n. 14])。この背景には、69年から始まった都市計画委員会の都市再開発が存在した。表6からも明らかのように、75年から80年の間、社会紛争の主要な分野は「労働」、「住宅」、「都市開発」であった。「住宅」のなかには都市開発に関連するものも含まれ

表6 社会紛争の内容

年	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1975 ~80 小計	1981	1982	1983	1984	1985	1986	合計
	住 宅	1	13	14	13	12	21	74	17	18	9	14	16	21
勞 働	5	16	7	26	23	16	93	34	23	16	13	14	37	230
教 育	7	4	6	4	1	6	28	4	6	6	3	12	16	75
政 治	2	3	1	1	4	5	16	5	5	4	11	11	12	64
交 通	2	3	1	6	2	6	20	9	7	8	15	6	16	81
公 共 設 備	2	0	0	2	0	1	5	6	3	1	1	2	2	20
社 会 福 祉	0	1	1	3	1	3	9	2	4	1	0	1	11	28
都 市 開 発	5	8	11	12	5	6	47	9	9	1	3	4	4	77
保 健 ・ 医 療	2	1	1	1	1	0	6	1	1	2	1	4	3	18
環 境	5	3	5	4	2	3	22	7	5	10	7	8	6	65
文 化	1	0	0	1	1	1	4	1	2	0	0	2	4	13
経 済	2	1	0	2	0	0	5	6	2	4	1	0	2	20
合 計	34	53	47	75	52	68	329	101	85	62	69	80	134	860

(出所) Cheung and Louie [1991, p. 11].

るため、この時期の争議は都市開発が中心であったといえる。

1960年代の急速な経済成長により、香港島と九龍半島では市街区が拡張するとともに、旧市街区の老朽化が進行していた。これに対し総督は、64年にスラム撤去委員会を指名、65年にこの委員会は上環を都市改造計画地区として指定し、5.2ヘクタールの面積と4000世帯を対象に老朽住宅の取り壊しと再建を推進した。これが最初の試験地区 (Pilot Scheme Area) であった (Yeh [1990, p. 365])。さらに前出の「住宅10カ年計画」の一環として、公共住宅の改造が始まった。これは50年代から60年代初頭にかけて、自然災害や不法住宅(スクウォッター)の撤去で生じた緊急避難用の公共住宅が、過密状態になったためでもある⁽²³⁾。50年代に公共住宅に入居した家族の構成は、両親と子供の5人を想定していたが、子供の成長につれて必要な居住空間も拡大した。また74年に都市計画局 (Town Planning Office) が実施した居住地区の環境調査によれば、旺角、深水埗、土瓜湾、牛池湾、西營盤、湾仔など香港島と九

龍地区が劣悪との結果が出た⁽²⁴⁾。これを受けて政庁は、市街区の老朽住宅の取り壊し、および住民の新界のニュータウンへの移住を決定したのである。

しかしこうした再開発と移転には多くの問題が残されていた。まず老朽化した市街区から移転する場合、政庁の想定した再定住先の多くは新界のニュータウンであった。ところが前節で述べたように、当初の自給自足の理念とは異なり、ニュータウンは職住接近に成功したとはいえない状態にあった。後期のニュータウンである元朗区の調査では、毎日交通機関のなかで過ごす時間が2時間を超える住民が23%以上、3時間以上の住民が10.3%にのぼっている(胡 [1997, p. 125])。

これは主としてニュータウン内での就業機会が限られているためであった。域内の就業機会の少なさは、再開発で市街区の住居を撤去され移転を余儀なくされた低所得層にとって、深刻な問題となった。これらの低所得層は、市街区のレストランや貨物集積所で早朝から雑役に従事したり、夜間に屋台を引いて日銭を稼ぐ者がほとんどであったため、ニュータウンへの移住は生存面で大きな障害となった。黎婉薇は1991年時点の大角咀区の調査において、金銀島ビルの取り壊しによって新界のニュータウン元朗に移転した住民が、移転先で仕事が見つからないために、市街区の木賃宿に舞い戻る事例を観察している(黎 [1996, p. 107])。

また経済成長とともに中産階級に変身しつつあったニュータウンの住民たちにとっても、ニュータウン内で満足できる職場を見つけるのは困難であった。そもそもニュータウンの設置が工業化に対応するためであったから、そのなかに配置された産業は製造業か小規模のサービス業であった。ところがホワイト・カラーを指向する新中産階級が就業する金融や情報産業は、依然として香港島と九龍の旧市街区に集中していた。このためニュータウンに移り住めば、長時間におよぶ通勤を覚悟する必要があった。また1985年に香港生産力促進センターが行った調査によれば、市街区の会社の4割がニュータウンは(1)商売するには遠すぎる、(2)陸路の運輸設備が劣悪である、という二つの理由から、ニュータウンでの雇用は難しいと回答している(胡 [1997, p.

123])。

以上の状況から、ニュータウンへ移転した住民は、しばしば市街区との交通網の整備を要求して、行動を起こした。青衣島の北部にある長安団地(長安邨)の住民による橋梁要求運動は、その一例である。この団地に住民が入居したとき、青衣北橋は未完成の状態にあった。このため住民は九龍の市街区に出るには、青衣南橋まで迂回する必要があると、住民の不満が募っていた。長安団地の住民とボランティアが、北橋の早期建設を要求して運動を起こした結果、1987年によろやく北橋が開通となった。この案件については、7割の住民が不満を表明していたという(胡 [1997, p. 124])。

また旧市街区の再開発にともなう賠償も十分ではなかった。旧市街区の再開発にあたり、政庁は1988年に1億香港ドルの経費を投じて、土地発展公司(Land Development Corporation)を設置した。家主および賃借人の権利と義務を定めた現行の「業主與租客(総合)条例」によれば、再開発により影響を受ける住民に対して、土地発展公司是不動産評価額の1.7倍に相当する現金を賠償金として支払うことが義務づけられた(黎 [1996, p. 105])。

しかし再開発の対象となる老朽ビルの住民には身寄りのない低所得層が多く⁽²⁵⁾、ベッド分の空間だけ、あるいは一部屋を板でさらに間仕切りした空間などに居住する例が少なくない。このような賃借人が過密の状態では、賠償金も1人当たり数千香港ドルから1万香港ドルに減少してしまう。これでは元の市街区で賃貸住宅に入居することは困難である。前述の黎婉薇の調査によれば、老朽化したビルの家賃が600香港ドル前後であったのに対し、大角咀のような市街区では1カ月1400~1600香港ドルが必要であったという(黎 [1996, p. 106])。

以上の状況に対し、住民たちは石硤尾のように互助委員会を解散して新たな組織を結成したり、まったく新しい住民組織を設置して抗議運動を展開した。このように草の根レベルで噴出した一連の抗議運動は、1970年代に政庁の指導から独立した新たな住民組織である居民委員会の誕生につながった。代表的な例は、葵盛居民委員会、大窩口居民聯会、九龍灣居民委員会、大坑

東居民委員会などである。

ここで注意したいのは、これらの居民委員会の結成にあたっては、地域で福祉活動に従事する民間のボランティア団体が支援を行っていたという点である。ボランティア団体にはカトリック系のカリタス (Hong Kong Caritas, 香港明愛社会服務機構) や救世軍, 中立系労働団体のキリスト教工業連盟, あるいは香港社区組織協会 (Society of Community Organisation) などがみられた。彼らはストライキ, 請願, 集会, 署名運動, 記者会見, デモ, 座り込みなどの方法で, 抗議運動を展開した。

こうしたボランティア団体は皮肉なことに, 政庁の社会福祉署が街坊福利会に代わる社会サービスの担い手として, 1970年代から補助金を支給し支援するようになった団体であった。社会福祉署は, 74年に上記のボランティア団体とともに, 貧困地区における社会サービスの増強を計画し, 生活環境の改善には住民の自助努力を引き出す必要があるとの意見書を発表していた (梁 [1995, p. 7])。

しかしボランティア団体は, 街坊福利会や互助委員会が諮問に徹したのとは異なり, 海外に本部をもっており, 前2者より活動資金も潤沢であった。このためこれらの団体のソーシャル・ワーカーは, 政庁の思惑とは別に, 政策決定への参加を求めて政治運動に転じていった。1972年9月, 仁義新村への強制転居に際し, 抗議団体がセントラル地区の市政局前で座り込みを行ったが, このおり逮捕された者のなかには, 住民112名以外に, 学生13名とソーシャル・ワーカー1名がいた。また79年には「水上生活者」の再定住をめぐる請願運動が発生, 67名の水上生活者と10名の学生, 2名のソーシャル・ワーカーが逮捕されるにいたった (馮 [1990, pp. 21-22])。

1970年代にボランティアの支援する居民委員会によって, 抗議運動が盛んになった背景の一つには, 香港社会の人口構成上の変化があげられる。60年代中期に, 香港生まれの人口が過半数を超えたのである。これにより香港を仮の住まいとする移民心理が後退した。50~60年代の香港住民は, 大半が移民第一世代であり, 植民地である香港政府に対して過大な期待を抱いてはい

なかった。中国大陸からの難民であった彼らにとって、政府は安全な場所を提供してくれればそれでよかったのである。したがって政府に対して権利を要求するよりも、自力で生活を改善する指向が強く、街坊福利会のような生活防衛型の住民組織が有効に作用した。

ところが香港生まれの若い世代にとって、自分の故郷と呼べる場所は中国大陸ではなく、香港であった。高度経済成長の恩恵を受け、これらの香港生まれの世代は、高等教育を享受することができた。また彼らは、1966、67年の暴動で、政府に権利を主張することが可能であることを見て育った。文化面でも70年代は広東語のマス・メディアが発達し、香港への帰属意識が助長された時代であった。しかも当時、大学では学生運動が盛んであった。学生たちは学生運動の一環として住民運動に参加、抗議運動を指導したのである。

また、外部のボランティアや学生の存在は、抗議運動に横の連帯をもたらすことになった。1980年には、公共臨時家屋の家賃上げを契機に、各臨時家屋の住民運動の連合体が形成された。この連合は同年、房屋署前における1000人の泊まり込み運動を組織した。また83年には臨時家屋の単身者の権利保全を掲げて、政庁前で30人による26日間の泊まり込み運動を指導した。

2. 抗議運動の停滞と上からの民主化

しかし1980年代中期以降、住民組織をともなう抗議運動は停滞の様相をみせ始めた。

政庁は度重なる抗議行動に対し、ボランティア団体の活動を統制するため、1978年に社会福祉署のもとで、近隣社会発展計画（隣舎層面社区発展計画、Neighbourhood Level Community Development Projects）を発動した。この計画はボランティア団体が貧困地区で住民組織を結成し、自助努力による生活改善を行う場合に、政庁が財政と行政上の支援を行うものであった（梁 [1995, p. 8]）。これにより政庁が個別プロジェクトの完了を宣言すれば、ボランティア団体が現地で活動を行うことはできなくなった。

またボランティア団体が財政面で政庁への依存度を高めたことも、抗議運動型の組織の継続を難しくした。1985年には居民委員会の活動は、「斜陽産業」と呼ばれるようになっており（馮 [1990, p. 23]）⁽²⁶⁾、87年から95年にかけて、社会紛争の指導における住民組織の比重は低下していった。87年には社会紛争の指導者300人のうち、住民組織を母体とする者が13.7%にのぼっていたが、95年には362人のうち6.6%を占めるだけになった。代わって急成長したのは、政治・圧力団体である。彼らが87年に占めた比率は10%にすぎなかったが、95年には30%を超えていた（Lau and Wan [1997, p. 82]）。

この傾向に拍車をかけたのが、上からの民主化であった。1982年、香港返還をめぐる中英交渉の共同声明が発表され、84年には97年7月1日をもっての香港の中国返還が決定した。政庁は返還への準備として、それまで棚上げしてきた住民自治と民主化の育成に取り組むようになった。82年中には区議会（District Board）が設置され、直接選挙で議員が選出されるようになった。また85年には部分的にはあるが初の立法評議会の選挙が行われた。

このような政策方針の転換は、住民組織のあり方にも大きな影響を与えた。すでに1986年の香港社会サービス連合会⁽²⁷⁾の調査によれば、社会サービスと

表7 香港における大衆の意思表示手段
(%)

	はい	いいえ
政府の関連部に陳情	7.8	92.2
民衆の代表に陳情	7.1	92.2
マスメディアに訴える	8.9	91.1
街坊福利会に訴える	4.8	95.2
圧力団体・政治団体・組合	2.7	97.3
デモを実施する	15.6	84.4
署名運動	51.6	48.4
世論調査を通じて	64.1	35.9
投票行動を通じて	55.8	44.2

(注) 1996年2月の世論調査による。回答者数672=100%。

(出所) Lo [1997, p. 197].

政治参加の双方で、政党に寄せる期待が高まっていることが明らかになった。80年代に誕生した住民組織のうち3分の1が、区議会議員か立法評議会議員の事務所を設置されていたのである（馮・朱 [1994, p. 213]）。また表7に示したように、民衆の意思表示の手段は、デモや陳情からより穏和な署名運動や世論調査、そして投票行動へと重点が移動している。このように民主化によって、過激な住民運動に参加しなくても、住民は政策決定に関与できる経路を手に入れたのである。

公共団地の居住者にかぎっても、区議員を通じた意思表示は民主化以前より容易になった。区議員にかぎらず立法評議会の議員も、選挙時に大票田となる公共団地を重視しており、個人事務局を公共団地内におく政治家もみられる。例えば民主党の李永達は葵芳団地（葵芳邨）、民協の馮檢基は深水埗の麗安団地（麗安邨）に事務所を設置している（『香港通信』第68号、13ページ）。

このような区議員の役割変化は、公共住宅の互助委員会と議員の接近に顕著にみられる。例えば互助委員会は選挙時には議員の後援会の役割を果たし、バスを借り上げて、老人を投票所に運ぶサービスも行うことがある（『香港通信』第68号、13ページ）。こうした関係を反映して、九龍半島の東北部にある公共団地、彩虹団地（彩虹邨）のJ棟エレベーターには「区議員と組んで何をするのか」という内容の互助委員会の行事を中傷する落書きがみられたという（芹澤 [1997, p. 149]）。

抗議運動型の組織が1980年代に不活発になったもう一つの理由は、都市開発と住宅政策の転換であった。かつて老朽ビルの住民をニュータウンの公共団地に再配置することには、住民側にとって損失を意味した。なぜなら70年代の公共団地は、質よりも量の確保を第1目標としていたため、最低限の設備しか供給されなかったからである。しかしその後の公共団地の高級化と不動産の市場価格の急上昇により、80年代末からは公共団地への移転はむしろ特権とみなされるようになっていた。したがって公共団地への再配置に対する抗議行動は、世論の支持を得られなくなった。表6と表8をみれば、都市開発をめぐる社会紛争が、83年から急速に減少したことがわかる。かわって

表8 社会紛争の内容別比重

(%)

年										
	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	小計
公民権・自由	15.0	3.1	28.8	17.7	15.6	8.7	8.1	21.8	13.8	15.4
通信メディア	0.3	0.9	1.1	0.2	0.3	1.5	1.2	1.2	3.6	1.1
文化・宗教	1.3	0.9	0.4	3.7	1.1	1.1	1.7	4.7	1.4	1.9
経済	5.7	5.9	1.0	4.7	15.1	4.3	3.6	3.0	2.2	4.8
教育	3.7	9.0	2.3	5.3	8.4	5.8	5.0	7.4	7.5	5.8
環境	2.3	2.8	1.3	1.6	1.1	5.4	4.5	2.0	3.9	2.8
保健・医療	1.7	0.3	4.2	2.9	1.1	2.2	2.1	1.5	1.9	2.2
住 宅	7.7	5.6	0.6	8.1	12.6	14.3	12.6	11.6	12.4	9.3
労働・雇用	26.0	26.4	19.0	21.0	17.6	17.7	24.3	12.6	23.5	20.6
司法・裁判	9.7	10.9	4.4	6.5	1.4	3.5	2.6	6.9	2.2	5.1
警察・軍・公安	1.0	1.6	1.7	1.8	0.8	1.5	1.7	1.7	1.1	1.5
政治・政府	6.0	7.5	13.9	7.5	4.2	9.3	12.2	8.9	6.1	8.7
公共工事・設備	5.3	2.2	1.0	0.8	0.0	0.9	0.2	0.0	0.8	1.1
社会福祉	2.7	0.6	1.5	3.1	5.0	9.3	7.4	5.0	8.0	4.8
交 通	4.0	9.9	5.1	8.8	11.7	8.0	8.1	6.7	7.2	7.7
都市計画・開発	4.0	3.4	1.3	1.0	1.4	5.2	2.6	2.5	1.9	2.5
都市サービス	2.7	0.9	0.2	1.4	0.6	0.6	1.7	0.5	0.3	9.0
ベトナム難民	0.0	8.1	11.8	2.6	2.0	0.2	0.0	1.0	1.9	3.3
不 明	1.0	0.0	0.4	1.4	0.0	0.4	0.2	1.0	0.3	0.5
総 数 (件)	300	322	525	509	358	462	419	404	362	3,661

(出所) Lau and Wan [1997, p. 30].

「公民権・自由」が増大、「労働・雇用」も依然として高いシェアを占めている。

3. 大衆抗議運動の現状

それでは政治参加の権利が制度化されたことで、居住地域に関する住民の抗議運動の必要性は消滅したのでしょうか。この問いに対して答えを出すには、選挙権の内容を確認する必要があります。

返還後の選挙権は「香港永久居民」にのみ与えられる。この資格と国籍は、イギリスの出生主義と中国の血統主義を折衷して、1996年に制定されたものである。これによれば、香港以外の地域で誕生した者が「香港永久居民」の資格を獲得するには、7年以上香港に居住する必要がある。この条件は、同じ国家である中国で生まれた者に対しても適用される。したがって中国大陸から移住して7年未満の新移民には、香港での選挙権はない。

ところが、そのいっぽうで1983年からは中英交渉に基づき、香港永久居民の家族であれば、中国大陸生まれの者であっても「単程証」という永住ビザが申請ベースで発給される。この「単程証」で中国大陸から直接香港に入境した新移民は、1995年1年間だけで4万6000人にのぼり、第三国経由の者を合わせると9万8000人に達している (Siu [1996, p. 332])。直接「単程証」で入居した家族のうち、4割が配偶者、5割が子女であるから、少なく見積もっても4割は成人であると推測できる。つまり選挙権を7年間はもたない香港市民が、95年だけでも4万人増えたということになる。

これらの新移民には、低所得者と失業者が多いのが特徴である。香港政庁の1996年人口調査によれば、これら新移民の労働人口16万9319人のうち、就労者は6万1691人(36%)にすぎなかった。また別の調査では、新移民の世帯収入は平均1万香港ドルで、香港全体の平均水準の55%(1万8000香港ドル)でしかない⁽²⁸⁾。また彼らは永久居民ではないので、公共住宅への入居資格がない。このため臨時房屋と呼ばれる仮設住宅に收容される者が多い。

こうした状況から臨時房屋においては、通常の政治参加の道は必ずしも保証されていない。選挙権のない低所得層に対しては、区議員の関心も薄く、公共団地のように議員の訪問を受ける機会は少ないという⁽²⁹⁾。また臨時家屋には、災害や再開発で住居を失った人々のうち、自力で住宅を確保できない低所得者が住んでいる。彼らの多くは市街区で長時間の肉体労働に従事しており、夜間以外に区議員事務所の訪問時間がとれず、議員との面談は容易ではない。このような環境では、ボランティア団体の陳情行動が重要になる。

筆者が聞き取り調査を行った啓業臨時房屋区でも⁽³⁰⁾、互助委員会型の住民

組織は存在が希薄で、むしろボランティア団体のソーシャル・ワーカーによる活動が突出していた。互助委員会は存在していたが、新移民の男性住民に尋ねたところ、今まで互助委員の顔を見たこともないし、接触もないと語った。また仮設住宅では住民の流動性が高いため、互助委員会型の住民組織の活動を維持するのは難しい。

啓発臨時房屋区でも、住民の入居は断続的であった。つまり台風など自然災害で被災した、あるいは官塘や鯉魚門のスクウォッター撤去で住居を失ったなどの場合に、個別に入居者が発生する。また古くからの住民のなかには入居10年目の者もいるが、短い者は1カ月で出ていくという。このような状況下では、外部ボランティアが中核になる住民を組織して、議員や政庁の公房屋署や房屋委員会に陳情することが、数少ない環境改善の手段になっている。

これは逆にいえば、陳情以外の手段がないという現実をも表わしている。ボランティア団体は職員の派遣と事務所の設置以外には、この地区に資金を投入していない。この臨時家屋が公共住宅である以上、その管理は政庁の房屋委員会が行うべきである、というのがボランティア側の主張である。面談者の梁氏は、香港政庁が黒字財政であることを指摘し、貧困層である住民の自助努力を引き出すよりも、房屋委員会を動かすほうが理にかなっていると説明した。実際に雨漏など施設面の修理、あるいはガードマンの派遣などは、公房屋署が民間会社に委託して実現したものである。またゴミ処理や清掃作業も、毎朝清掃業者が公房屋署の依頼を受けて収集に来る。

こうした状況下で問題となるのは、住民が陳情などの動員にどこまで耐えるか、という点であろう。梁氏も認めるように、強制移転や立ち退き反対のような非常事態に際しては、デモや陳情行動に住民を動員するのは容易である。これに対して、日常的な課題について、住民組織を結成しデモや陳情への参加を促すのは難しい。課題が達成されなければ、住民は無力感を抱いて繰り返しの動員には応じなくなる。逆に課題が達成されれば、動員の必要性はひとまず消滅するからである。

しかし意見表明のチャンネルが存続することの意義は、決して小さくない。とくに次の2点から、貧困層に対するボランティア団体の陳情動員に注目する必要がある。第1に政治に対する影響力である。ボランティア団体は、民主党など一部政党の強力な支持基盤であり、またボランティア団体として政党とは別に職能別間接選挙を通じて立法評議会に議席を確保している。したがって傘下のボランティアの陳情活動は、立法評議会でも争点になりうる。

第2は、1990年代にはいつてから高齢化と労働者の階層分化が進展しているという点である (Ng [1995, pp. 205-206])。中国の高度経済成長不平等指数のジニ係数は、71年から96年の25年間に0.45から0.52にまで上昇した (朱 [1997, p. 125])。新たな貧困層が社会問題化するにつれ、ボランティア主導の抗議運動の場も拡大すると思われる。

おわりに

戦後、香港の住民組織は、生活防衛と社会サービス的手段として発達した。また高度経済成長期には、住居管理と選挙なき民意表明の機関として期待された。前者は街坊福利会、後者は互助委員会として、知られている。これらは両者とも政庁の支持のもとで発足したが、いずれも住民から遊離し、資金・人材の不足も加わって、やがて停滞を余儀なくされていった。

これに対して、1970年代から80年代初頭にかけて、都市の再開発に抗議するデモや座り込みといった闘争型の住民組織がボランティア主導で発生した。しかし80年代半ばからの民主化による区議会の設立と直接選挙の導入によって、住民組織の関心は諮問活動や抗議運動から政党政治へと転換した。

以上の経緯をみると、香港においては(1)母体となる基盤組織の存在、(2)資金・人材の支援状況、(3)政治経済など外部環境の3点によって、住民組織のあり方が大きく影響されることがわかる。政庁発案のもとで住民組織を結成しても、民間ボランティア主導で住民運動を起こしても、上記の条件の喪失

とともに、組織としての活動も停滞している。

(1)については、街坊福利会と互助委員会を比較した場合、「街坊」という母体をもつ旧市街区の街坊福利会の活動が、互助委員会よりも広範で生活に密着した活動を展開したことから判断できる。とくに基盤組織のないニュータウンや仮設住宅では、互助委員会の活動維持は困難に直面する。

もちろん母体となる組織が不在でも、(2)の資金と人材の支援が豊富であれば、住民組織の存続と強化は可能である。しかし街坊福利会と互助委員会については、政庁からも十分な支援がなされなかった。これは政庁自身の支援目標が曖昧であったことがあげられる。街坊福利会にせよ互助委員会にせよ、政庁は秘密結社化や反体制運動に転じることを恐れて管理面での統制を強めた。しかし住民の自主性を尊重するという名目のもとで、資金面や人材育成面での援助は最小限にとどめた。これに比較して、ボランティア団体は海外に資金源があり、学生運動から人材を引き出すのに成功した。このため1970年代には官製の住民組織が凋落し、ボランティア主導の住民組織が盛んになった。

(3)については、抗議運動型の住民組織が台頭した背景に都市再開発と人口構造の変化が存在したこと、あるいは返還を契機とする上からの民主化で抗議運動が衰退したこと、が指摘できる。とくに後者に関しては、草の根レベルに直接選挙が導入されたことが、抗議運動の意義を後退させたといえる。

こうした分析を踏まえれば、冒頭で提起した「香港の住民組織は植民地の終了とともに、その役割を終えた」という見解が誤りであることは明らかである。先進国の事例をあげるまでもなく、選挙制度は民意の伝達を必ずしも保証しない。とくに少数派の社会的弱者にとっては、選挙だけを通じて特定の問題解決を図ることは至難の業である。すでに少数派貧困層については、ボランティア団体が中核となって政府に対する異議申し立てを継続している。

また民主化の内容に関しても、返還後の香港が「特別行政区」という微妙な立場にあることから、中国の国内政治によって大きく影響を受ける。さらにアジアの経済危機いかにによって、新たな貧困層の出現も予想される。こ

れは(3)の条件変更を意味しており、(2)の資金と人材の条件によっては、既存の住民組織が(1)の新たな母体に転換する可能性がある。住民組織の有用性を高めるには、香港特別行政区は植民地時代の疑念と保護の錯綜する曖昧な政策から脱し、具体的な支援目標を立てるべきであろう。

〔注〕

- (1) これらの相互扶助団体のなかには、同郷会の枠から脱皮し、香港最大の社会事業団体となった東華三院のような事例もみられる。東華三院は香港全域を対象に、病院や養老院、託児所、学校、博物館、葬儀社などを経営している。したがって特定地区の住民組織とは異なる。
- (2) 居住地区を基盤とする組織としては、戦前期において香港島の商業地区に居を構える商人たちが結成した自警団「更練館」や民間の地区公安委員会である「団練」をあげることもできる。しかし後述するように、街坊福利会は総合的な社会サービスの提供と組織・成員の数で、自警団とは一線を画している。したがって居住区に基づく本格的な住民組織としては、街坊福利会を代表として扱う。なお「更練館」および「団練」については、吉原 [1991, pp. 82-83] を参照されたい。
- (3) この時期の街坊福利会の会員数と地区住民の比率は、地区によって異なる。一例として、九龍半島の黄大仙街坊をあげると、住民7万人に対して街坊の会員は6500人である (Wong [1972, p. 112])。
- (4) もっともウォンは、この基金は流用や運用上の失敗が多かったため、悪評が高いと記述している (Wong [1972, p. 63])。
- (5) 香港政庁は1970年代に、中小企業向けの融資を制度化しようと試みたが、機能しなかったために導入後ほどなく廃止した。
- (6) 街坊連絡会の会長は、「市街区委員制度は街坊の複製」と非難している (Wong [1972, p. 225])。
- (7) 香港島のある分区委員会では、27名の委員のうち8名が街坊福利会から選出されていた (陳 [1986, p. 31])。
- (8) 法的には1970年に公布の「高層ビル家主協会条例」(「多層大廈業主理知案法団」, Multi-Story Buildings Owners Incorporation Ordinance) に基づく。互助委員会はこれに対応する賃貸入居者の団体 (<http://www.info.gov.hk/info/fmac.htm>)。
- (9) 新界では地区委員会 (District Office) と命名された。
- (10) <http://www.info.gov.hk/info/fmac.htm>
- (11) ただし荃湾の開発計画は、1950年代末から始まっていた。この地区は59年の

時点で、すでに8万人規模の町であり、当時の労働人口の20%に相当するほどであった。このため政庁は荃湾を新都市の最初の実験地としたのである（胡 [1997, p. 117]）。

- (12) これに先立つ1935年にも、香港政庁に対しオーエン (W.H. Owen) が沙田、大埔、荃湾、元朗、粉嶺などに居住区を設置して、旧市街の再開発時に住民の移転先とすることを提起していた。このことをニュータウン計画の嚆矢とする説もある（胡 [1997, p. 116]）。
- (13) 最も初期にニュータウンの指定を受けた荃湾のフィージビリティ・スタディにも、この二つの理念が言及されている（胡 [1997, p. 118]）。
- (14) 最初の公共団地は、1954年に建てられた第1型 (Mark 1)、通称H型と呼ばれる7階建の団地である。これは前年12月25日の石硤尾スクウォッターで大規模な火災が発生、5万3000人の被災者が住居を失ったことから、政庁が被災者を収容するために建設したものである。その後は被災者だけでなく、全域的な住宅不足に対応すべく第5型まで公共住宅が建設された (Ng [1981, p. 69])。
- (15) 葬式基金の会費は、1970年代中期には1人当たり3香港ドルであった (Jones et al. [1978, p. 42])。
- (16) 他のニュータウンの場合も、同様の例が観察できる。ニュータウンは、農村部の市場町に建設されることが多かったため、例えば元朗では地元の有力者がそれ以前から市場運営組織を結成していた（芹澤 [1997, p. 140]）。
- (17) 現在でも、この傾向は基本的に継続している。1990年に屯門区で1000世帯を対象にした調査によれば、同区内に親族が居住していない世帯が大部分であった。また91年の人口センサスによれば、屯門区の世帯のうち核家族が占める割合は68%にのぼった。これは全香港の平均値より7ポイント高い（胡 [1997, pp. 124-125]）。
- (18) この当時、沙田には21の互助委員会があったが、ジョーンズの調査は、20の互助委員会と62名の委員からの聞き取りに成功している (Jones et al. [1978, pp. 61-62])。
- (19) 残りの回答は、警察(7.9%)、社会福祉署のコミュニティ・ホール職員(5.1%)など (Jones et al. [1978, p. 85])。
- (20) <http://www.info.gov.hk/info/fmac.htm>
- (21) <http://www.info.gov.hk/had/major/c-building.htm>
- (22) この時期の都市抗議運動は、住宅、再定住(住居移転)、居住区の公共設備および街頭の小商にかかわる問題の領域で発生した（原典はLui [1984]）。
- (23) なかでも旺角、深水埗、西区、湾仔に老朽化住宅が目立つようになっていた。
- (24) 1983年のHousing Societyの調査“Report on Survey of Slum Properties and Assessment of Environmental Quality of Residential Areas in Hong

Kong Island, Kowloon and New Kowloon”でも、主要市街区におけるスラムと評価される不動産物件は6000件にのぼった。これらは調査対象の不動産の13.5%を占めており、上環、灣仔、西營盤、北角、大角咀、馬頭角、油麻地、紅磡に集中していた（Yeh [1990, p. 363]）。

- (25) 香港社区組織協会が1992年に西九龍の老朽ビルで行った生活調査によれば、住民の月収入の中間値は5000香港ドル前後にすぎず、また4000香港ドル以下の住民が3割を超えていた。同時期の香港全体の世帯別収入の中間値は9960香港ドルであったから、老朽ビルに貧困層が集中していることがわかる（黎 [1996, pp. 105-106]）。
- (26) 原典は梁祖彬「夕陽工業——居民組織的末落」（『澎湃』香港，1985年）。馮 [1990, p. 23]。
- (27) 香港社会服務聯會（The Hong Kong Council of Social Service）のことで、民間ボランティア団体の連絡協議会。
- (28) <http://www.info.gov.hk/isd/news/dib/0507.htm>
- (29) 臨時家屋の住民に関する記述は、とくに言及がないかぎり、1997年9月12日に筆者が行った九龍灣啓樂臨時房屋区での聞き取り調査に基づく。面談者はYWCAのソーシャル・ワーカーである梁豪華氏。
- (30) この臨時家屋は1986年に成立、現在1000世帯、3000人が居住している。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 朱炎 [1997] 『1997年——変わる香港経済，変わらない香港経済』東洋経済新報社。
- 芹澤知広 [1997] 「公共住宅・慈善団体・地域アイデンティティ——戦後香港における社会変化の一面」（瀬川昌久編『香港社会の人類学——総括と展望』風響社）。
- 吉原直樹 [1991] 「街坊——香港における地域住民組織の一存在形態」（可児弘明編『香港および香港問題の研究』東方書店）。

〈英語文献〉

- Cheung, Anthony Bin-leung and Kin-sheun Louie [1991], *Social Conflicts in Hong Kong, 1975-1986: Trends and Implications*, Occasional Paper No. 76, Hong Kong: Hong Kong Institute of Asia-Pacific Studies, Chinese University of Hong Kong, April.
- Fong, Peter K.W. [1995], “Housing for Millions: The Challenge Ahead,” in Joseph Y.S. Cheng and Sonny S.H. Lo eds., *From Colony to SAR:*

- Hong Kong's Challenges Ahead*, Hong Kong: Chinese University Press.
- Ho Shuet Ying [1986], "Public Housing," in Joseph Y.S. Cheng ed., *Hong Kong in Transition*, Hong Kong: Oxford University Press.
- Jones, John F. et al. [1978], *Neighbourhood Associations in a New Town: The Mutual Aid Committee in Shatin*, Occasional Paper No. 76, Chinese University of Hong Kong, August.
- Lau, Siu-kai and Wan Po-san [1997], *Social Conflicts in Hong Kong*, Occasional Paper No. 62, Hong Kong: Hong Kong Institute of Asia-Pacific Studies, Chinese University of Hong Kong, June.
- Law, Chaw-lam [1993], *The Role and Function of a Mutual Aid Committee: A Case Study of Lek Yuen Estate*, Master of Social Science, University of Hong Kong, August.
- Lo, Shiu-hing [1997], *The Politics of Democratization in Hong Kong*, London: MacMillan Press.
- Leung, Benjamin K.P. [1990], "Political Development: Prospects and Possibilities," in B.K.P. Leung ed., *Social Issues in Hong Kong*, Hong Kong: Oxford University Press.
- Leung, Cho-bun [1986], "Community Participation: The Decline of Resident's Organisations," in Joseph Y.S. Cheng ed., *Hong Kong in Transition*, Hong Kong: Oxford University Press.
- Leung, Joe C.B. [1990], "Problems and Changes in Community Politics," in B.K.P. Leung ed., *Social Issues in Hong Kong*, Hong Kong: Oxford University Press.
- Lui, Lok Tai [1984], "Urban Protests in Hong Kong: A Sociological Study of Hong Kong," M. Ph. Dissertation, University of Hong Kong.
- Miners, Norman [1991], *The Government and Politics of Hong Kong*, 5th ed., Hong Kong: Oxford University Press.
- Ng, Agnes [1981], "Hong Kong's Housing: Review of Needs and Provision," in John F. Jones ed., *The Common Welfare: Hong Kong's Social Service*, Hong Kong: Chinese University Press.
- Ng, Sek-hong [1995], "Labour and Employment," in Joseph Y.S. Cheng and Sonny S.H. Lo eds., *From Colony to SAR: Hong Kong's Challenge Ahead*, Hong Kong: Chinese University Press.
- Sinn, Elizabeth [1989], *Power and Charity: The Early History of the Tung Wah Hospital*, Hong Kong: Oxford University Press.
- Siu, Yat-ming [1996], "Population and Immigration: With a Special Account on Chinese Immigrants," in Nyaw Mee-kau and Li Si-ming eds., *The*

- Other Hong Kong Report 1996*, Hong Kong: Chinese University Press.
- Sun, York Sui [1993], "The Evolution of Public Housing in Hong Kong," M. A. Theses, California State University, Fresno, May.
- Wong, Aline K. [1972], *The Kaifong Associations and the Society of Hong Kong*, Asian Folklore and Social Life Monographs Vol. 43, Taipei: Oriental Cultural Service.
- Wong, Chack-kie [1993], *Social Work and Social Change: A Profile of the Activist Social Workers in Hong Kong*, Hong Kong: Hong Kong Institute of Asia-Pacific Studies, Chinese University of Hong Kong.
- Yeh, Athony G.O. [1990], "Public and Private Partnership in Urban Redevelopment in Hong Kong," *Third World Planning View*, Vol. 12, No. 4, Nov.

〈中国語文献〉

- 陳麗雲 [1986] 「從分区委員會看社工参与地区政治」(香港社会服務聯会社區發展部編『社區發展資料彙編一九八五及一九八六』香港, 香港社会服務聯会)。
- 馮國堅・朱昌熙 [1994] 「社區組織」(香港社區工作教育工作者聯会會議編『社區工作理論與實踐』香港, 中文大学出版社)。
- 馮可立 [1990] 「社会行動的回顧」(香港社会服務聯会社區發展部編『社區發展資料彙編一九八九及一九九零』香港, 香港社会服務聯会)。
- 胡文龍 [1997] 「新市鎮發展」(陳錦華・胡文龍・余偉錦・李志輝『香港城市與房屋——城市社会学初探』香港, 三聯書店)。
- 黎婉薇 [1996] 「“大都會計畫”的背後：市区重建的受害者」(甘炳光・徐永德・呂大榮・葉肖萍・香港公共房屋政策評議會主編『香港房屋政策論評』香港, 三聯書店)。
- 梁祖彬 [1995] 「香港社區工作發展史」(莫泰基・郭凱儀・梁寶霖『香港社區工作反思與前膽』香港, 中華書局)。
- 呂大榮 [1996] 「公屋居民組織的困境與前路」(甘炳光・徐永德・呂大榮・葉肖萍編『香港房屋政策論評』香港, 三聯書店)。
- 顏文雄 [1985] 「中国伝統民間福利探討」(黃威廉・趙維生・顏文雄編『香港社会工作的挑戰』香港, 集賢社)。
- 周永新 [1982] 『香港社会福利縱橫談』香港, 天地圖書有限公司。
- [1993] 『社会福利12講』香港, 商務印書館。